

日本農林規格の改正について

「有機農産物の日本農林規格」

平成27年8月28日

農林物資規格調査会 殿

農林水産大臣 林 芳正

日本農林規格の改正について（諮問）

下記1から33までに掲げる日本農林規格の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 食用植物油脂の日本農林規格（昭和44年3月31日農林省告示第523号）
- 2 ドレッシングの日本農林規格（昭和50年10月4日農林省告示第955号）
- 3 植物性たん白の日本農林規格（昭和51年9月11日農林省告示第838号）
- 4 ソーセージの日本農林規格（昭和52年4月25日農林省告示第411号）
- 5 チルドハンバーグステーキの日本農林規格（昭和52年10月8日農林省告示第1016号）
- 6 醸造酢の日本農林規格（昭和54年6月8日農林水産省告示第801号）
- 7 食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和54年10月12日農林水産省告示第1424号）
- 8 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格（昭和55年2月25日農林水産省告示第208号）
- 9 豆乳類の日本農林規格（昭和56年11月16日農林水産省告示第1800号）
- 10 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）
- 11 マーガリン類の日本農林規格（昭和60年6月22日農林水産省告示第932号）
- 12 乾めん類の日本農林規格（昭和61年6月9日農林水産省告示第911号）

- 13 チルドミートボールの日本農林規格(昭和62年9月5日農林水産省告示第1238号)
- 14 ぶどう糖の日本農林規格(平成2年10月30日農林水産省告示第1412号)
- 15 精製ラードの日本農林規格(平成3年8月1日農林水産省告示第988号)
- 16 ショートニングの日本農林規格(平成3年8月1日農林水産省告示第989号)
- 17 熟成ハム類の日本農林規格(平成7年12月20日農林水産省告示第2073号)
- 18 熟成ソーセージ類の日本農林規格(平成7年12月20日農林水産省告示第2074号)
- 19 熟成ベーコン類の日本農林規格(平成7年12月20日農林水産省告示第2075号)
- 20 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格(平成8年3月28日農林水産省告示第388号)
- 21 果実飲料の日本農林規格(平成10年7月22日農林水産省告示第1075号)
- 22 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格(平成14年7月24日農林水産省告示第1305号)
- 23 生産情報公表牛肉の日本農林規格(平成15年10月31日農林水産省告示第1794号)
- 24 生産情報公表豚肉の日本農林規格(平成16年6月25日農林水産省告示第1219号)
- 25 しょうゆの日本農林規格(平成16年9月13日農林水産省告示第1703号)
- 26 生産情報公表農産物の日本農林規格(平成17年6月30日農林水産省告示第1163号)
- 27 有機農産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)
- 28 有機加工食品の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1606号)
- 29 有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1608号)
- 30 りんごストレートピュアジュースの日本農林規格(平成19年10月30日農林水産省告示第1348号)
- 31 パン粉の日本農林規格(平成19年11月28日農林水産省告示第1491号)
- 32 生産情報公表養殖魚の日本農林規格(平成20年3月21日農林水産省告示第416号)
- 33 即席めんの日本農林規格(平成21年4月9日農林水産省告示第484号)

有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 27 年 9 月 8 日

農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する同法第 7 条第 1 項の規定及び「JAS 規格の制定・見直しの基準」（平成 24 年 2 月 24 日農林物資規格調査会決定）に基づき、有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林省告示第 1605 号）について、所要の見直しを行う。

2 内容

スプラウト類を規格の対象として追加するため、

- （1）有機農産物の生産の原則に、スプラウト類にあっては種子に由来する生産力を含むことを規定する
 - （2）栽培場の定義に、スプラウト類の栽培施設を追加する
 - （3）生産の方法についての基準に、スプラウト類に関する規定（スプラウト類の栽培施設に使用する種子、栽培場における栽培管理）を追加する
- 等の改正を行う。

有機農産物の日本農林規格に係る規格調査結果 ～スプラウト類について～

1 品質の現況

(1) 製品の概要

一般的に、スプラウト類とは、豆類や野菜の種子等を人為的に発芽させた食用新芽をいうが、主なスプラウト類はもやし、かいわれ大根であり、この他にえんどう豆を種子とする豆苗や機能性成分を強調したブロッコリースプラウト等様々な種類がある。もやし、かいわれ大根は従来から消費者になじみのある製品であるが、豆苗、ブロッコリースプラウト等についてもスーパー等で販売されている。

現行の有機農産物 J A S 規格では、スプラウト類についても、土壌で栽培する場合を対象としている。もやしの一部には土壌で栽培するものもあるが、スプラウト類は通常土壌を使用していないことから、大部分が有機 J A S の対象外となっている。

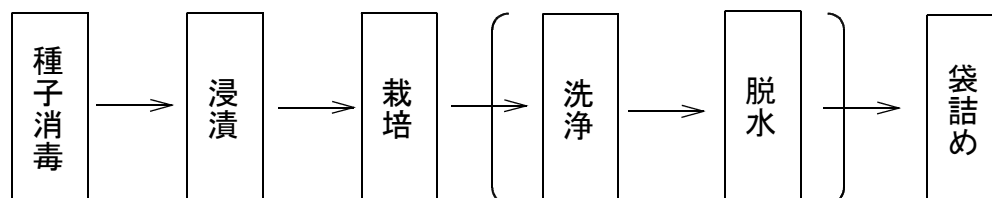
なお、スプラウト類は、食品表示基準では生鮮食品として整理されており、有機 J A S 規格においても、有機加工食品ではなく有機農産物に区分される。

(2) 生産方法

一般的に、もやしは暗室内で栽培され、もやし以外のスプラウト類（かいわれ大根等）は発芽を暗室内で行い、その後の栽培を陽光のあたる一般の温室で行う。

種子消毒や袋詰めまでの生産工程において、水だけで生産する場合もあれば、栽培中に液肥を使用するなど、水以外の資材を使用する場合もある。

(スプラウト類の生産方法)



注）もやし以外のスプラウト類においては、洗浄・脱水工程は一般的には行わない。

(3) J A S 規格の基準

有機農産物の J A S 規格では、土壌に由来する農地の生産力の発揮が生産の原則の一つとなっており、生産方法の基準として、「ほ場」、「栽培場」、「採取場」、「ほ場使用する種子又は苗等」、「ほ場における肥培管理」、「種菌」、「ほ場における栽培管理」、「栽培場における栽培管理」、「ほ場又は栽培場における有害動植物の防除」、「一般管理」、「育苗管理」及び「収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理」の事項について規定されている。その中で、例外的に使用することができる資材等についても規定されている。

2 生産の現況

(1) もやし及びかいわれ大根の生産数量

もやしの平成25年度の生産数量は、409,000トン（国内）であり、平成21年度と比べると、37,000トン（約8%）減少している。

かいわれ大根の平成24年度の生産数量は、2,839トン（国内）であり、平成22年度と比べると、785トン（約22%）減少している。（平成20年度は3,631トンで、平成20年度と平成24年度を比べると792トン（約22%）減少。）

表1 国内の生産数量の推移（平成21年度～平成25年度）

（単位：トン）

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	増減 (B)－(A)
もやし	446,000 (A)	408,000	451,000	468,000	409,000 (B)	－37,000
かいわれ大根	－	3,624 (A)	－	2,839 (B)	－	－785

もやし：農林水産省食料需給表

かいわれ大根：農林水産省地域特産野菜生産状況調査（収穫量の隔年度集計値）

（2）格付の状況

有機ほ場で栽培したスプラウト類はJ A S格付が可能であるが、スプラウト類は大部分が土壌を使用しないことから、大部分が規格の対象外である。以上のことから、正確なスプラウト類の格付実績は確認できないが、ほぼ皆無ではないかと推察される。

（参考）農産物の生産数量及び格付数量

平成25年度の実生産数量は、28,442,800トン（国内）であり、平成21年度と比べると、578,200トン（約2%）減少している。

平成25年度の実格付数量は61,309トン（国内）である。平成21年度と比べると、3,967トン（約7%）増加している（表2）。

表2 農産物の国内の総生産数量及び格付数量の推移（平成21年度～平成25年度）

（単位：トン）

	H21年度 (A)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度 (B)	増減 (B)－(A)
生産数量(国内)	29,021,000	27,563,000	27,957,100	28,643,900	28,442,800	－578,200
格付数量(国内)	57,342	56,608	58,444	61,291	61,309	＋3,967
格付率（%）	0.20	0.21	0.21	0.21	0.22	＋0.02

注）生産数量：農林水産省食料需給表における穀類、いも類、豆類、野菜及び果実、並びに作物統計における荒茶の生産数量の合計値を計上

格付数量：農林水産省消費・安全局表示・規格課調べ

格付率（%）：格付数量／生産数量×100

3 生産者等の意向

土壌の使用を条件としないスプラウト類の有機 J A S 適用について、生産者団体や生産者に対して行ったヒアリング調査の結果、消費者の選択の幅は広がる、現在のスプラウト類の生産実態（液肥を使用して生産）を踏まえるともやし以外のスプラウト類は有機 J A S 規格の適用は困難、等の意見があった。

4 諸外国の規格（スプラウト類関連）

コーデックスの有機ガイドライン（「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン（1999年制定）」）には、水耕栽培に関する規定は明記されていないが、E U、韓国及びカナダの有機の規格では、水耕栽培に関する規定があり、液肥の使用は不可としているが、水のみで栽培したものは有機として認めている。

また、韓国及びカナダでは、スプラウト類についても規定している。

5 その他

業界団体として、工業組合もやし生産者協会（会員約70社）、日本スプラウト協会（正会員約25社）がある。

有機農産物の日本農林規格の改正案の概要

1 規格の位置付け

有機農産物の日本農林規格は、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避け、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用するなど、農産物の生産方法に特色があり、通常より高価な価格で取引されている等、他の農産物との差別化が図られ、「特色規格」と位置付けられる。

2 改正案の概要

(1) 「有機農産物の生産の原則」の改正（第2条）

有機農産物の生産の原則に、スプラウト類にあっては種子に由来する生産力を含むことを規定する。

(2) 「栽培場の定義」の修正（第3条）

栽培場の定義に、スプラウト類の栽培施設を追加する。

(3) 「生産の方法についての基準」の修正・追加（第4条）

ア 「スプラウト類の栽培施設に使用する種子」

スプラウト類の栽培施設に使用する種子に関する規定を追加する。

イ 「栽培場における栽培管理」

栽培場における栽培管理の基準にスプラウト類に関する規定を追加する。

改 正 案	現 行																												
（目的） 第1条（略） （有機農産物の生産の原則） 第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。 （1） 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、<u>スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。</u>）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。 （2） （略） （定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。 <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>栽 培 場</td><td>きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所及び<u>スプラウト類の栽培施設（ほ場を除く。以下同じ。）</u>をいう。</td></tr></table> （生産の方法についての基準） 第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。 <table><tr><th>事 項</th><th>基 準</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	用 語	定 義	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	栽 培 場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所及び <u>スプラウト類の栽培施設（ほ場を除く。以下同じ。）</u> をいう。	事 項	基 準	（略）	（略）	（目的） 第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機農産物の生産の原則） 第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。 （1） 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのこ類の生産にあつては農林産物に由来する生産力<u>を含む。</u>）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。 （2） 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。 （定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。 <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>有 機 農 産 物</td><td>次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。</td></tr><tr><td>使 用 禁 止 資 材</td><td>肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壌、植物又はきのこ類に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。</td></tr><tr><td>組換えDNA技術</td><td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。</td></tr><tr><td>栽 培 場</td><td>きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。</td></tr></table> （生産の方法についての基準） 第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。 <table><tr><th>事 項</th><th>基 準</th></tr><tr><td>ほ 場</td><td>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合にあつては、は種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽</td></tr></table>	用 語	定 義	有 機 農 産 物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。	使 用 禁 止 資 材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壌、植物又はきのこ類に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。	栽 培 場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。	事 項	基 準	ほ 場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合にあつては、は種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽
用 語	定 義																												
（略）	（略）																												
（略）	（略）																												
（略）	（略）																												
栽 培 場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所及び <u>スプラウト類の栽培施設（ほ場を除く。以下同じ。）</u> をいう。																												
事 項	基 準																												
（略）	（略）																												
用 語	定 義																												
有 機 農 産 物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。																												
使 用 禁 止 資 材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壌、植物又はきのこ類に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。																												
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。																												
栽 培 場	きのこ類の培養場、伏込場又は発生場所をいう。																												
事 項	基 準																												
ほ 場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓されたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であつて、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合にあつては、は種又は植付け前1年以上）の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽																												

					培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 転換期間中のほ場（1に規定する要件に適合するほ場への転換を開始したほ場であって、1に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。）については、転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。
栽 培 場	<u>1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであること。</u> <u>2 きのご類にあつては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>	栽 培 場	<u>周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</u>		
(略)	(略)	採 取 場	周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。		
(略)	(略)	ほ場に使用する種子又は苗等	1 この表ほ場の項、採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子又は苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。）であること。 2 1の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、は種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1又は別表2に掲げるものを除く。）が使用されていないものを使用することができる（は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。）。 3 1及び2に掲げる苗等の入手が困難な場合であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1又は別表2に掲げるものを除く。）が使用されていない苗等を使用することができる。 (1) 災害、病虫害等により、植え付ける苗等がない場合 (2) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合 4 1から3までに掲げる種子又は苗等は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。また、1及び2に掲げる種子については、コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入された		

種 菌	1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項<u>1</u>、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項<u>1</u> (1)又は(2)に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	種 菌	ものを含む。 1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項<u>1</u> 又は <u>2</u> に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 3 2の種菌の入手が困難な場合は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 4 2及び3に掲げる種菌の入手が困難な場合は、別表3の種菌培養資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 5 1から4までに掲げる種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。
スプラウト類の栽培施設に使用する種子	<u>1</u> この表ほ場に使用する種子又は苗等の項1に規定する種子であること。 <u>2</u> 1に掲げる種子は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。 <u>3</u> 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。	〔新設〕	〔新設〕
(略)	(略)	ほ場における肥培管理	当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物（組換えDNA技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。
栽培場における栽培管理	<u>1</u> きのご類にあっては、次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。 (1) (略)	栽培場における栽培管理	きのご類の生産に用いる資材にあっては、次の<u>1</u> から <u>3</u> までに掲げる基準に適合していること。ただし、堆肥栽培きのこの生産においてこれらの資材の入手が困難な場合にあっては、別表1の肥料及び土壌改良資材に限り使用することができる。 <u>1</u> 原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物

	(2) (略) ア～エ (略) (3) (2)の<u>ア</u>に掲げる基準に従ってきのこと類を生産する過程で産出される廃ほだ、廃菌床等については、これらを堆肥、飼料等に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。 2 <u>スプラウト類にあっては、次の(1)から(4)までに掲げる基準に従い生産及び管理を行うこと。</u> (1) <u>生産に用いる資材については、次のア及びイに掲げるものに限ること。</u> ア 水 イ <u>培地（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）であり、かつ、肥料、農薬その他の資材が施されていないものに限る。）</u> (2) <u>人工照明を用いないこと。</u> (3) <u>(1)及び(2)に掲げる基準に従い生産されたスプラウト類が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</u> (4) <u>(1)から(3)までに掲げる基準に適合しないスプラウト類が混入しないように管理を行うこと。</u>			質により処理されていないものであること。 2 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。 (1) 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。） (2) 加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。） (3) 飼料（有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。） (4) 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された家畜及び家さんの排せつ物に由来するもの 3 2の(1)に掲げる基準に従ってきのこと類を生産する過程で産出される廃ほだ、廃菌床等については、これらを堆肥、飼料等に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること。 [新設]
(略)	(略)	ほ場又は栽培場における有害動植物の防除	耕種的防除（作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。）、物理的防除（光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）若しくはプラスチックマルチ（使用後に取り除くものに限る。）を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。）、生物的防除（病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に	

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(有機農産物の名称の表示)

第5条
有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。
(1)～(7)
(略)

	適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。)又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であって、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあっては、別表2の農薬（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）に限り使用することができる。
一般管理	土壌、植物又はきこの類に使用禁止資材を施さないこと。
育苗管理	育苗を行う場合（ほ場において育苗を行う場合を除く。）にあっては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。 1 この表ほ場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌 2 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資材が使用されていない土壌 3 別表1の肥料及び土壌改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	1 この表ほ場の項、栽培場の項、採取場の項、ほ場に使用する種子又は苗等の項、種菌の項、ほ場における肥培管理の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び別表4の薬剤（ただし、農産物への混入を防止すること。） (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。） 3 放射線照射を行わないこと。 4 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

(有機農産物の名称の表示)

第5条
有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。
(1)
「有機農産物」

2 (略)

3 (略)

別表 1 肥料及び土壌改良資材
(略)

- (2) 「有機栽培農産物」
 - (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」
 - (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」
 - (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」
 - (6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
 - (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」
- (注) 「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。
- 2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。
- 3 第 1 項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

別表 1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バ ー ク 堆 肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グ ア ノ	
乾燥藻及びその粉末	
草 木 灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭 酸 カ ル シ ウ ム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。

塩 化 加 里	天然鉍石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫 酸 加 里	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫 酸 加 里 苦 土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天 然 り ん 鉍 石	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
硫 酸 苦 土	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水 酸 化 苦 土	天然鉍石を粉碎したものであること。
軽 焼 マ グ ネ シ ア	
石 こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫 黄	
生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消 石 灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉碎したもの	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものではないこと。
木 炭	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥 炭	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壤改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ベ ン ト ナ イ ト	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パ ー ラ イ ト	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼ オ ラ イ ト	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的处理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩 基 性 ス ラ グ	トーマス製鋼法により副生するものであること。

別表 2 農薬
(略)

鉍さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食 酢	
乳 酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

別表 2 農薬

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキシイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒	捕虫器に使用する場合に限ること。

剤	
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	

別表 3 種菌培養資材
(略)

別表 4 薬剤
(略)

別表 5 調製用等資材
(略)

スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	

別表 3 種菌培養資材
酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム

薬 剤	基 準
除 虫 菊 抽 出 物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エ タ ノ ー ル	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フ ェ ロ モ ン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カ プ サ イ シ ン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表 5 調製用等資材

調製用等資材	基 準
二 酸 化 炭 素	
窒 素	
エ タ ノ ー ル	
活 性 炭	
ケ イ ソ ウ 土	
ク エ ン 酸	
微生物由来の調製用等資材	
酵 素	
卵白アルブミン	
植 物 油 脂	
樹皮成分の調製品	
エ チ レ ン	バナナ及びキウイフルーツの追熟に使用する場合に限ること。
硫酸アルミニウム	バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。

	カリウム	
	オ ゾ ン	
	コ ー ン コ ブ	
	次 亜 塩 素 酸 水	食塩水を電気分解したものであること。
	食 塩	
	食 酢	
	炭酸水素ナトリウ ム	

パブリックコメント等募集結果

有機農産物の日本農林規格の一部改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H27.6.9～H27.7.8）

(1) 受付件数 8 件（個人 2、企業 5、団体 1）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H27.6.9～H27.8.7）

受付件数 なし

有機農産物の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について（案）

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第2条 有機農産物の生産の原則 第4条 生産の方法についての基準		
今回の改正案は、有機農業推進法第3条の「有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減する」という基本理念をなし崩し的に形骸化するものである。スプラウト類であっても、その生産には「土壌」を必須とすべきである。	1	有機農産物のJAS規格におけるスプラウト類は、有機ほ場において有機栽培で生産、採種された種子を使用し、栽培過程で液肥などを使用せず、当該種子に内在する生産力だけで栽培されるものであり、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させたものと同等と評価できると考えています。
今回改正する理由は、韓国との同等性のためと理解しているが、スプラウト類を対象とする必要があるのか。きちんと意見を取りまとめ、十分議論した上での改正か。	3	今回、有機農産物のJAS規格の対象として、スプラウト類を追加する主な理由は以下のとおりです。 ① スプラウト類は、栽培過程で液肥などを使用せず、当該種子に内在する生産力により栽培されるものであり、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させたものと同等と評価できること。 ② 有機加工食品のJAS規格の規定では、有機大豆を原料として、ナムル等のもやし加工品を一貫製造する場合は、JAS格付可能であるのに対し、現行の有機農産物JAS規格では、ほ場を使用しないもやしは有機格付ができないことから、これを原料とするもやし加工品も格付対象とならないという矛盾を解消する必要があること。 ③ 有機同等性を結んでいるEU、カナダ等は、スプラウト類を有機の対象としていること。

		よって、今回の改正は、日本と韓国との間における有機認証制度の同等性協議のためだけに行うものではありません。 また、改正案については、有機農産物の日本農林規格の確認等の原案作成委員会での議論を踏まえて作成しています。
植物工場は「土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる」という有機農業の原理に反しており、認めるべきではない。 人工照明の有無によって、スプラウトと植物工場を分けるとのことであるが、人工照明かどうかを判断するのは、登録認定機関であり、裁量の余地があり過ぎるのではないか。	3	有機農産物の J A S 規格におけるスプラウト類は、有機ほ場において、有機栽培で生産、採種された種子を使用し、当該種子に内在する生産力だけで栽培するものであり、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させたものと同等と評価できると考えています。 したがって、スプラウト類の栽培の基準では、液肥の使用を認めていないこと及び人工照明を用いないことを規定しており、養液栽培や人工的な光源による栽培を行う、いわゆる植物工場は有機の対象としていません。 また、人工照明については Q & A で解説することとします。
スプラウト類を有機格付の対象とする前に、種子の有機性を確認できるように、飲食料品ではない種子についても有機格付の対象とすることが先決ではないか。	2	スプラウト類に使用する種子については、有機農産物の J A S 規格第 4 条のほ場に使用する種子又は苗等の欄の項 1 に規定する種子に限定しています。 これにより、現行の J A S 規格で認められている、有機基準に適合した種子が入手困難な場合の例外的措置は除かれますので、種子の有機性は担保されと考えます。 なお、飲食料品ではない種子は、現在 J A S 法における農林物資にあらず、有機格付の対象となっておりません。このため、有機格付を可能とするには、必要に応じて十分に検討した上で J A S 法施行令の改正が必要となります。

J A S規格の対象となるスプラウト類の範囲を明確にして欲しい。	1	J A S規格の対象となるスプラウト類の範囲については、別途、Q&Aで解説することとします。 内容的には、有機農産物のJ A S規格のスプラウト類とは、主に穀類、豆類、野菜の種子を発芽させた新芽で、芽と茎等を食用とするものであり、生産にあたって、種子に液肥等の栄養分を与えず水のみを使用したものとのことを記載する予定です。
培地の要件として古紙由来を規定しているが、古紙にはインク等の化学合成物質が使用されていることが多いことから、削除すべき。スプラウト類の栽培に使用する培地として、古紙由来に限定する必要性はなく、化学合成物質が添加されていないことを規定すれば良いと考える。	1	ご意見を踏まえ、スプラウト類の培地については「天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）」こととします。
培地を「古紙に由来するもの」と限定しており、今後「土壌を使ったもやし栽培」が有機農産物の認証を受けることをはばむものである。	1	土壌を使って栽培したもやしは、従来どおり有機農産物として格付することができます。
スプラウト類についても、栽培場の基準に「栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと」を規定すべきではないか。	2	スプラウト類の栽培場については、ほ場と異なり土を使用していないことが前提のため、使用禁止資材が残留することは想定されないことから、過去に遡って使用禁止資材の使用に係る制限を設ける必要はないと考えています。 なお、スプラウト類の栽培場についても、栽培場の基準に「周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであること」と規定しています。
使用が認められた次亜塩素酸水は、一般的に次亜塩素酸水発生装置を導入する必要があるが、これを導入しない場合、種子を由来にする有害微生物（大腸菌な	1	化学物質の使用をできるだけ回避するため、現行規格の別表5で調製用等資材として使用が認められている食塩水を電気分解した次

ど) による食中毒を防止できるのか。また、今回の追加に当たってその安全性の確認は行われたのか。		亜塩素酸水に限り、種子消毒に使用可能としたところです。
もやし栽培施設に使用する資材として「ホタテ貝殻焼成カルシウム」を追加できないか。	1	今回の改正では、種子に内在する生産力だけで栽培することを前提としていることから、栽培管理の基準では、使用できる資材を水と培地に限定しています。

*その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたのでご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。